

報告第15号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき、報告する。

平成29年11月29日提出

平成29年11月29日報告

藤岡市長 新井利明

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項として、下記のとおり専決処分する。

平成29年10月12日

藤岡市長 新 井 利 明

記

- 1 損害賠償の額 62,640円
- 2 損害賠償の相手方 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●● ● ● ● ●

3 事件の概要

平成29年7月31日（月）午後2時30分頃、福祉課職員の運転する庁用車が、群馬県市町村会館の駐車場内を走行中に擁壁に接触し、損傷させたものである。